

第2回検討委員会における委員意見とその対応について

第2回検討委員会の議事	各委員からの主な意見（欠席委員の意見含む）	意見を受けての対応（基本計画案）	基本設計を進めるうえでの課題
西面回廊の軟弱地盤について 《資料 1-2》参照	<ul style="list-style-type: none"> 地震時には修復することを前提して計画すれば建設可能ではないか。 遺構保存上問題であれば築地を軽量化し鉄骨造とするのはやむを得ない。 回廊の途中から意匠が変わるのは好ましくない。 	<ul style="list-style-type: none"> 厳正復原案及び築地鉄骨案とし外観に影響を及ぼさない復原を目指す。 構造検討により上記案が不可能な場合はその時点で再度協議する。 ※第2回資料の①②を選択	<ul style="list-style-type: none"> 復原原案が確定した後、上部構造と地盤のそれぞれの具体的解析を行い、クイリア（破損度）を設定して安全性の確認を行うとともに、遺構保存上の問題がないか確認を行う。
東西楼への登楼方法について 《資料 1-2》参照	<ul style="list-style-type: none"> 眺望や安全性の観点から積極的に登楼させる必要はない。 イベント時に仮設的に登楼させる場合は利用制限が必要。 安全性に配慮しながら復原した階段を使用してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学者用の常設階段は付加しない。 イベント時には復原階段のほか、仮設階段を設置できるようにする。 ※第2回資料の①④案を選択	<ul style="list-style-type: none"> 長期のイベント時に設置する仮設階段の構造については、建築関連部局との調整を行う。
内庭広場のレキ敷きについて 見学者用の動線について 《資料 1-3》参照	<ul style="list-style-type: none"> 全面レキ敷きは、厳正に復原すべき。 見学者用の動線整備は、復原整備と誤解を与えない材料で行い、かつ取り外し可能なものとすべき。 見学者用の動線は必要最低限とすべき、南北の中心動線は往時にないのであれば、いらぬのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急車輛等通路（周回路）を内庭広場の最も外周、かつ左右対称に設置する。周回路は、平滑舗装とし、車輛と車イスがすれ違い可能な幅員とする。 南北の中心動線及びセン積壇前の東西動線に、取り外し可能な見学者用仮設通路を設置する。仮設通路は、歩行者と車イスがすれ違える幅員とする。 築地回廊上(基壇上)にバリアフリー動線を確保出来るような設備の付加を行う。 原則、内庭広場は鑑賞及び往時の儀式的再現のための空間とすることとし、大規模イベントなどの利用については第一次朝堂院の内庭のほうで対応を図ることが出来るよう検討する。 	なし
展示物の位置について 《資料 1-4》参照	<ul style="list-style-type: none"> 全体の空間配置を考慮して検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 西楼及び西面回廊の空いているスペースを利用する。 展示のための復原建造物の改造（築地をくり抜くなど）は行わない。（あくまで設備を付加するのみ） 電力（パネルの照明、映像電源）などのインフラを整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 展示内容・手法の詳細を検討する。
利活用プログラムについて	<ul style="list-style-type: none"> 古代演示は積極的に行ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 古代演示の復原研究の実施や再現方法の検討を進め、積極的な実施を行うよう努めて行く。 	なし
管理用車両通行路、管理用柵、管理事務所について 《資料 1-3》参照 《資料 1-4》参照	<ul style="list-style-type: none"> 管理用車輛の通行路は、築地回廊の外側に南北園路を設ければ内庭広場には必要ないのではないか。 管理用柵は、住宅地に近接しており、不特定多数が往来しているため設置はやむを得ないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理用車輛は、内庭広場に設置する周回路を通行路とする。 管理用柵は南面を除く3方に回す。南面に必要かどうかは、運営を行いながら判断する。 築地回廊におけるボランティア詰所等の付設を検討する。 	なし